

○王滝村消防団機能別消防団員の任用、職務及び報酬に関する規則

平成19年12月19日規則第1号

改正

平成23年3月31日規則第7号

平成27年3月9日規則第2号

王滝村消防団機能別消防団員の任用、職務及び報酬に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、機能別消防団員の任用、職務及び報酬について必要な事項を定めるものとする。

(任用)

第2条 機能別消防団員の任用（王滝村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和49年王滝村条例第43号）第3条ただし書）は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 消防団員としての経験が5年以上ある者又はこれに準ずる経験を有すると団長が認めた者
- (2) 音楽演奏能力のある者
- (3) その他団長が特に必要と認める者

(退職)

第3条 機能別消防団員が退職しようとする場合は、あらかじめ文書をもって任命権者に願い出て、その許可を受けなければならない。

(職務)

第4条 機能別消防団員の職務は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 村内における火災の消火活動
- (2) 災害防御活動
- (3) 災害警戒活動
- (4) 式典などのラッパ吹奏
- (5) その他団長が特に必要と認める職務

(報酬)

第5条 非常勤消防団員の報酬並びに費用弁償等に関する条例（昭和53年王滝村条例第101号）第2条に規定する報酬額は、年額11,000円とする。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成20年1月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日規則第7号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月9日規則第2号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。